

## 五泉市露店出店許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市露店市場管理条例（平成18年条例第115号。以下「露店市場管理条例」という。）及び五泉市露店市場管理条例施行規則（平成18年五泉市規則第123号。以下「規則」という。）に定めたもののほか、露店の出店許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 五泉市暴力団排除条例（平成24年条例第32号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 密接な関係 暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらその会合や宴席に出席し、又は資金を提供すること等を繰り返すような関係をいう。
- (4) 露店 露店市場管理条例第3条に規定する露店をいう。

(許可申請)

第3条 露店を出店しようとする者は、あらかじめ規則第2条に規定する許可申請書及び反社会的勢力ではないことの表明・確約書を提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可申請をすることができない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者
- (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者

(許可)

第4条 露店を出店しようとする者は、市長から規則第3条に規定する出店許可証の交付を受け、市長が指定する場所に露店を設けなければならない。

2 前項の出店許可証の交付を受けた者は、露店のわかりやすい場所に出店許可証を掲示して、営業を行わなければならない。

3 第1項の許可を受けた者（使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、何らの催告を要することなくその許可を取り消すことができる。

- (1) 不正行為によって届出し許可を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者を利用したとき。
- (5) 正当な理由なくこの告示に違反したとき。

（関係機関との協力）

第5条 市長は、第3条第1項の許可申請をする者（使用人を含む。）の同条第2項各号への該当の有無の調査にあたり、警察などの関係機関に協力を求めることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。